

環境農林水産部 4週8休工事の労務費等補正に関する実施要領

第1条 目的

大阪府環境農林水産部では、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえ、建設業界における若手技術者の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりを支援するため、「4週8休工事」の積極的な推進に取り組む。

第2条 対象工事

次の工事を対象とする。

- 1 「土地改良工事積算基準(土木)」の諸経費を適用する工事
- 2 「土地改良工事積算基準(施設機械)の内、施設機械設備据付工事・鋼橋製作架設工事・電気通信設備製作据付工事」の諸経費を適用する工事
- 3 「森林整備保全事業設計積算要領」の諸経費を適用する工事
- 4 「自然公園事業」において実施する工事
- 5 その他、環境農林水産総務課と協議した工事

ただし、緊急に対応することが必要な工事(災害復旧工事など)及び現場作業が1週間未満の工事は除く。

第3条 発注方式

1 区分

(1) 発注者指定型

発注者が、4週8休に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式。

(2) 受注者希望型

受注者が、現場着手前に発注者に対して4週8休に取り組む旨を協議した上で取り組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式。

2 運用

発注者指定型を原則とする。

第4条 定義

1 4週8休

対象期間内において、4週8休以上の現場閉所が確保されている状態。(原則、土日を含む。)

2 対象期間

工事着手日から完成通知日までの期間とする。ただし、次に掲げる期間は対象期間から除く。

- (1) 準備期間
- (2) 後片付期間(20日間)
- (3) 年末年始休暇(6日間)
- (4) 夏季休暇(3日間)
- (5) 工場製作のみを実施している期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業中止を余儀なくされる期間等)

3 現場閉所

現場事務所での事務作業も含め1日を通して現場及び現場事務所が閉所されている状態とする。ただし、工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な最低限の作業を行う場合を除く。

4 4週8休以上の現場閉所

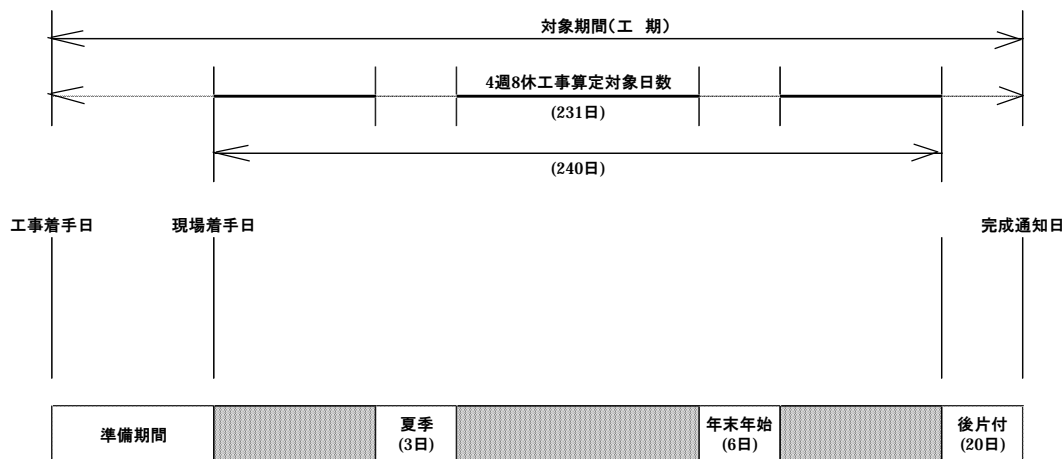
現場閉所日数(1日を通して現場閉所された日の合計)が対象期間中で28.5%(8/28日)以上の水準に達する状態とし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も現場閉所日数に含める。

5 現場閉所の確認

毎月20日及び5日に提出する工事月報（工事履行確認）及びその都度提出の休日（夜間）作業承諾書により行う。

これら書類が適時に提出されない場合は、現場閉所として認めないことがある。

6 4週8休工事算定対象日数のイメージ



4週8休工事算定対象日数231日(240-9(夏季3+年未年始6))
 $231 \times 28.5\% (8/28日) = 65.8日$
 66日以上の日確保により、4週8休達成
 (達成は、現場閉所率で判定する)

第5条 労務費等の補正

1 発注者指定型

労務費等に対して、別表「労務費等の補正係数」のうち、現場閉所状況が4週8休の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、4週8休（現場閉所率28.5%以上）が達成できない場合は、その達成状況に応じて4週7休及び4週6休の補正率により変更契約する。

なお、現場閉所率が21.4%未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

2 受注者希望型

受注者の取組状況に応じ、別表1「労務費等の補正係数」を乗じて契約変更を行う。

ただし、工事（現場）着手前に4週8休に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としない。

別表1 労務費等の補正係数

- 「土地改良工事積算基準（土木）」の諸経費を適用する工事<別表1-1>
- 「土地改良工事積算基準（施設機械）」の内、施設機械設備据付工事・鋼橋製作架設工事・電気通信設備製作据付工事」の諸経費を適用する工事<別表1-1>

※積算体系年月が令和5年8月以降の案件に適用する

<別表1-1>

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休 (28.5%以上)	4週7休 (25.0%以上28.5% 未満)	4週6休 (21.4%以上25.0% 未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.09	1.07	1.05

3 「森林整備保全事業設計積算要領」の諸経費を適用する工事<別表1-2>

4 「自然公園事業」において実施する工事<別表1-2>

<別表1-2>

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週8休 (28.5%以上)	4週7休 (25.0%以上28.5% 未満)	4週6休 (21.4%以上25.0% 未満)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

<別表1-1><別表1-2>共通事項

(現場閉所率) 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100(%) (小数点2位切捨て)

※ 工場製作に係る労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※ 労務費や機械経費が区分できない見積単価等は、補正の対象としない。

第5条の2 市場単価及び土木工事標準単価の補正

市場単価及び土木工事標準単価を使用した案件の場合、労務費等の補正に加え、当該単価自体への補正を行う。

1 市場単価

市場単価に対して、別表2「市場単価の補正係数」のうち、現場閉所状況が4週8休の補正係数を乗じた補正を行う。4週8休が達成できない場合の取り扱いは第5条に準じる。

2 土木工事標準単価

物価版単価の週休2日補正単価(4週8休以上)を採用する。4週8休が達成されない場合は、その達成状況に応じて、4週7休、4週6休、補正なしの単価を適用し、変更契約する。

別表2 市場単価の補正係数

名称	区分	現場閉所状況(現場閉所率)		
		4週8休 (28.5%以上)	4週7休 (25.0%以上 28.5%未満)	4週6休 (21.4%以上 25.0%未満)
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工 (落石防止網)		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01

軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置 設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00

(現場閉所率) 対象期間内の現場休工日数÷対象期間内の日数×100 (%) (小数点2位切捨て)

※物価版単価とは、「デジタル土木コスト情報（一般社団法人建設物価調査会）」及び「土木工事標準単価（一般財団法人経済調査会）」の安価な方、一方にしかない場合はその単価をいう。

第6条 適切な工期設定

発注にあたっては、積算基準に基づき施工量に応じた必要日数を算出し、不稼働日数や準備・後片付け期間を含めるなど、現場条件に応じた適切な工期設定を行う。

第7条 工期の変更

工期の変更理由が以下に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- 2 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた場合
- 3 工事の施工を一時中止させた場合

第8条 発注方式の指定

入札公告に「発注者指定型」「受注者希望型」又は「補正対象外工事」の区分を明記する。

「発注者指定型」の場合は、見積参考資料に「4週8休に取り組む際の必要経費を計上している」旨を記載する。

第9条 留意事項

4週8休工事の実施に当たっては、以下の項目に留意するものとする。

- 1 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- 2 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。

第10条 その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附 則

この要領は、令和2年3月12日から施行し、令和2年4月1日以降の公告案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から適用する。

附 則
この要領は、令和3年12月7日から適用する。

附 則
この要領は、令和4年8月1日から適用する。

附 則
この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則
この要領は、令和5年8月1日から適用する。（令和5年10月27日 一部改正）